

令和 8 年度における制度改正等について（報告）

令和 8 年度に国民健康保険で予定される制度改正について、概要をお知らせします。

1. 子ども・子育て支援金制度について

- 令和 6 年 6 月 5 日に「子ども・子育て支援法等改正法」が成立し、令和 8 年度から公的医療保険制度の保険者が、従来の医療保険料と合わせて「子ども・子育て支援金」を賦課・徴収することとされました。国保では医療分、後期高齢者支援分、介護分に 4 つ目として「子ども・子育て支援金」を新設し、それぞれ保険料率や賦課限度額を設定して算出する形となります。令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に導入し、国保加入者一世帯当たり支援金額は、平均して月 300 円程度と試算されています。
- これを財源として、①児童手当の拡充、②妊婦のための支援給付の創設、③こども誰でも通園制度の創設、④出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設、④国民年金第 1 号被保険者の育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設を行うとされています。

2. 高額療養費制度における自己負担限度額の引き上げについて

- 令和 8 年 8 月以降、医療費の毎月の自己負担の上限額（自己負担限度額）が引き上げられる予定です。
- 同時に、療養が長期間にわたる方への配慮として、年間の支払上限額が新設されます。また、年間で 4 回以上高額療養費の支給を受けた場合に適用される多数該当の額は、現状と変わりません。
- 令和 9 年 8 月以降は、所得区分が細分化され、自己負担限度額の見直しも行われる予定です。

3. 保険料水準の統一について

- 平成 30 年度から国民健康保険の財政の最終的な責任を都道府県が担うこととされました。同じ都道府県であればどの市町村でも同じ保険料負担で同じ保険給付を受けられるようにして被保険者の公平性を確保することを目的に、政府は都道府県単位で保険料水準の統一を進めています。
- 令和 6 年 4 月から「保険料水準の平準化に関する事項」を都道府県国民健康保険運営方針に必ず記すこととされました。京都府においては、保険料水準の完全統一に向けて具体的なスケジュールを示せるよう、市町村の実務担当者も交えた検討を進められています。
- なお、令和 6 年 6 月に国が示した「保険料水準統一加速化プラン（第 2 版）」においては、統一の目標年度として、納付金ベースの統一は令和 12 年度保険料算定までの達成、

完全統一は令和 15 年度までの移行を目指しつつ、遅くとも令和 17 年度（令和 18 年度保険料算定）までの移行を目標とするとされました。

【用語】

- ・ 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- ・ 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

4. 食事療養費標準負担額等の増額

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（入院時の食費にかかる給付）は令和 6 年 6 月に引き上げられたところですが、食材費等の高騰が続いていることから、令和 7 年 4 月及び令和 8 年 6 月に、相次いで引き上げられました。

（入院した場合の食事代）

入院時食事代の標準負担額（1 食あたり）			～R7.3.31	R7.4.1～	R8.6.1～
一般（下記以外）			490	510	550
住民税非課税世帯	過去 12 か月	～90 日	230	240	270
区分Ⅱ	の入院日数	90 日～	180	190	220
区分Ⅰ			110	110	130

（単位：円）

（療養病床に入院した場合の食費・居住費）

食費・居住費の標準負担額 (食費：1 食あたり、居住費：1 日あたり)			～R7.3.31		R7.4.1～		R8.6.1～	
			食	居	食	居	食	居
一般（下記以外）			490	370	510	370	550	430
住民税非課税世帯	過去 12 か月	～90 日	230		240		270	
区分Ⅱ	の入院日数	90 日～						
区分Ⅰ								

（単位：円）

高額療養費制度の見直しについて

厚生労働省作成資料（令和7年）を抜粋

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1 % <140,100>	—	270,300 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1 % <140,100>		—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1 % <140,100>		—
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1 % <93,000>	—	179,100 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1 % <93,000>		—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1 % <93,000>		—
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1 % <44,400>	—	85,800 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1 % <44,400>		—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1 % <44,400>		—
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※ 1) 「～約200万円（標報：～15万円）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※ 2) 外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の 11
見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。